

平成25年

第4回市議会定例会 議案第21号

函館市港湾施設管理条例の一部改正について

函館市港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

函館市港湾施設管理条例（平成12年函館市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 岸壁・けい船くい使用料の項外航船舶以外の船舶の欄中「220円50銭」を「226円80銭」に、「441円」を「453円60銭」に、「8円82銭」を「9円7銭」に、「294円」を「302円40銭」に、「588円」を「604円80銭」に、「11円76銭」を「12円9銭」に、「147円」を「151円20銭」に、「5円88銭」を「6円4銭」に、「8円40銭」を「8円64銭」に、「262円50銭」を「270円」に、「3,150円」を「3,240円」に改め、同表 2 物揚場使用料の項中「2,646円」を「2,721円60銭」に、「5,292円」を「5,443円20銭」に、「8,820円」を「9,072円」に、「136円50銭」を「140円40銭」に、「262円50銭」を「270円」に、「441円」を「453円60銭」に、「8円40銭」を「8円64銭」に、「3,150円」を「3,240円」に改め、同表 3 けい船浮標使用料の項中「3,990円」を「4,104円」に、「8,085円」を「8,316円」に、「12,075円」を「12,420円」に、「14,070円」を「14,472円」に改め、同表 4 上屋使用料の項中「10円50銭」を「10円80銭」に、「12円60銭」を「12円96銭」に、「367円50銭」を「378円」に改め、同表 5 港湾施設用地使用料の項中「1円99銭」を「2円5銭」に、「1

円68銭」を「1円72銭」に、「3円57銭」を「3円67銭」に、「3円25銭」を「3円34銭」に、「59円85銭」を「61円56銭」に、「47円25銭」を「48円60銭」に、「2円99銭」を「3円7銭」に、「2円52銭」を「2円59銭」に、「5円35銭」を「5円50銭」に、「4円88銭」を「5円2銭」に、「89円77銭」を「92円34銭」に、「70円87銭」を「72円90銭」に改め、同表 6 船舶給水施設使用料の項中「1,890円」を「1,944円」に、「378円」を「388円80銭」に、「21,420円」を「22,032円」に、「714円」を「734円40銭」に、「26,775円」を「27,540円」に、「892円50銭」を「918円」に改め、同表中

7 移動式荷役機械使用料	(1) ジブクレーン 1台につき ア 使用時間が1時間まで	40,000円	を
	イ 使用時間が1時間を超えた後30分までごとに	20,000円	
	(2) リーチスタッカ 1台につき ア 使用時間が1時間まで	5,000円	
	イ 使用時間が1時間を超えた後30分までごとに	2,500円	
8 冷凍コンテナ用電気供給施設使用料	コンセント1口につき1時間までごとに	130円	

7 可動橋施設使用料	総トン数1トンまでごとに使用1回につき	1円91銭
8 移動式荷役機械使用料	(1) ジブクレーン 1台につき ア 使用時間が1時間まで	41,143円

	イ 使用時間が1時間を超えた後30分までごとに (2) リーチスタッカ 1台につき ア 使用時間が1時間まで イ 使用時間が1時間を超えた後30分までごとに	20,571円 5,142円 2,571円	に,
9 冷凍コンテナ用電気供給施設使用料	コンセント1口につき1時間までごとに	133円	」

「9 公共空地占用料」を「10 公共空地占用料」に、「2円10銭」を「2円16銭」に、「6円30銭」を「6円48銭」に、「10 水域占用料」を「11 水域占用料」に、「2円88銭」を「2円97銭」に、「1円39銭」を「1円43銭」に、「8円66銭」を「8円91銭」に、「11 土砂採取料」を「12 土砂採取料」に、「58円80銭」を「60円48銭」に改める。

別表第2 1 物揚場使用料の項中「840円」を「864円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「2,700円」を「2,777円」に、「5,100円」を「5,246円」に、「6,300円」を「6,480円」に、「8,300円」を「8,537円」に、「10,200円」を「10,492円」に、「13,100円」を「13,475円」に、「16,000円」を「16,458円」に、「2,800円」を「2,880円」に、「2,300円」を「2,366円」に、「4,000円」を「4,114円」に、「5,800円」を「5,965円」に、「7,200円」を「7,406円」に、「13,400円」を「13,782円」に、「17,300円」を「17,795円」に、「22,000円」を「22,629円」に、「27,300円」を「28,080円」に、「35,400円」を「36,412円」に、「43,400円」を「

44,640円」に、「8,000円」を「8,229円」に、「6,800円」を「6,995円」に、「10,000円」を「10,285円」に、「12,800円」を「13,166円」に、「23,300円」を「23,966円」に、「30,100円」を「30,960円」に、「38,100円」を「39,188円」に、「47,400円」を「48,754円」に、「61,600円」を「63,360円」に、「75,800円」を「77,966円」に、「14,200円」を「14,605円」に、「5,600円」を「5,760円」に、「9,600円」を「9,874円」に、「14,100円」を「14,503円」に、「17,700円」を「18,206円」に、「32,300円」を「33,222円」に、「41,600円」を「42,789円」に、「52,600円」を「54,103円」に、「65,800円」を「67,680円」に、「85,800円」を「88,252円」に、「105,700円」を「108,720円」に、「19,900円」を「20,469円」に、「6,200円」を「6,377円」に、「10,700円」を「11,006円」に、「15,500円」を「15,942円」に、「19,600円」を「20,160円」に、「36,000円」を「37,028円」に、「46,400円」を「47,726円」に、「58,500円」を「60,172円」に、「73,100円」を「75,189円」に、「94,900円」を「97,611円」に、「116,800円」を「120,138円」に、「21,800円」を「22,422円」に、「30円」を「30円86銭」に改め、同表 2 船揚場使用料の項中「1円」を「1円3銭」に、「2円」を「2円6銭」に改め、同表 3 港湾施設用地使用料の項中「70円」を「72円」に改め、同表 4 公共空地占用料の項中「2円10銭」を「2円16銭」に、「6円30銭」を「6円48銭」に改め、同表 5 水域占用料の項中「2円88銭」を「2円97銭」に、「1円39銭」を「1円43銭」に、「8円66銭」を「8円91銭」に改め、同表 6 土砂採取料の項中「58円80銭」を「60円48銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の港湾施設の使用、公共空地もしくは水域の占用または土砂の採取に係る使用料、占用料または土砂採取料および施行日以後の港湾施設の使用に係る利用料金の金額の範囲について適用し、施行日前の港湾施設の使用、公共空地もしくは水域の占用または土砂の採取に係る使用料、占用料または土砂採取料および施行日前の港湾施設の使用に係る利用料金の金額の範囲については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日から引き続き1日未満の時間単位（24時間単位を含む。）で使用料が定められている港湾施設および使用に係る利用料金の金額の範囲が定められている港湾施設の使用をしている者の当該使用に係る使用料および当該使用に係る利用料金の金額の範囲については、施行日以後最初に当該時間単位が終了するまでの間は、改正後の別表第1および別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税法等の一部改正に伴い、港湾施設の使用料ならびに公共空地等の占用料および土砂採取料ならびに市長が定める港湾施設の利用料金の上限額について消費税等相当分を改定し、ならびに可動橋施設を使用する者から使用料を徴収することとするため